



リ 推 第 119 号
平成27年10月 8日

鹿児島市清掃事業審議会
会長 井上 佳朗 様

鹿児島市長 森 博 幸

家庭ごみの有料化について（諮問）

鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

家庭ごみの有料化（一般廃棄物処理手数料の徴収）について

（諮問の趣旨）

市では、平成9年度から順次分別収集を実施し、現在は15分別16品目資源化を行い、ごみ出しマナーや分別徹底を啓発する3R運動を実施するなど、家庭ごみの減量化に取り組んできたところです。

そのような取り組みの中で、平成9年度以降では、平成12年度をピークにごみ排出量は徐々に減少してきましたが、ここ数年は横ばいで推移しており、一般廃棄物処理基本計画の目標値と比べると、平成26年度実績では約9%多くなっており、他の中核市と比較しても多い状況にあります。

このような中、一般廃棄物処理基本計画における最終目標年度（平成33年度）の目標値を達成するためには、ごみ排出量の約7割を占める家庭ごみを減量させることが必要です。また、ごみの減量に向けて、適正分別に対する市民意識のさらなる向上を図ることで、ごみの減量化・資源化の効果を高めることも重要となってきております。

こうした状況を踏まえ、平成26年度に貴審議会でごみ減量施策を検討していただいたところ、平成27年3月に「今後のごみ減量施策について」として市への提言としてまとめられ、その中で「新たな施策として他都市で実施され、一定の減量効果のある家庭ごみの有料化の導入を検討することが必要である」とされたところであり、これを受け、市としても、ごみ減量施策として「家庭ごみの有料化」の導入について調査・検討しているところです。

つきましては、貴審議会において、手数料の料金体系・料金水準、手数料の用途、高齢者や低所得者等に対する併用施策などの「家庭ごみの有料化」についてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。